

部会に属すべき臨時委員の承認について

【関係法令】
社会保険医療協議会令（平成十八年十二月六日政令第三百七十三号）
（部会）
第一条
（中略）
3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、
会長が指名する。
（以下略）

令和7年11月1日に委嘱された臨時委員が属すべき部会（案）

代表区分		氏 名	⇒	属すべき部会
公益		い い だ ひ ろ こ 飯 田 浩 子 敬称略		千葉部会